

大スス第 81 号
令和3年11月5日

登録単位団
団長・指導者 様

大津市スポーツ少年団
本部長 小野 清司

新型コロナウイルス感染症に係る
大津市スポーツ少年団活動について（通知）

晩秋の候、各団におかれましては団員の健全育成にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、9月30日をもって都道府県に発令されておりました緊急事態宣言がすべて解除となり、滋賀県においても10月29日にステージIに引き下げられました。

緊急事態宣言解除後1か月間の動向を見ても感染者数は全国的に大幅に減少し、都市部においても大きく減少しています。

ワクチン接種効果、医療従事者の皆様のご努力、国民の感染症対策等によるものだと考えます。

したがって、スポーツ少年団活動も基本的な感染症対策（手洗い、マスクの着用、密の回避等）を徹底し下記の通り活動をお願いいたします。

尚、新型コロナウイルス感染症は終息したわけではありません。

やがて年末年始を迎えることやワクチン効果が薄れる1月中旬には第6波が来るとも専門家が予測されています。このようなことから十分注意を促しながらの活動をお願いします。

記

団の活動について

*徹底した感染症対策を行い県内外との交流（試合含む）等は可とします。

*宿泊を伴う合宿については、当面禁止します。